

見守りボランティア弁当（福江）事業実施要綱

（目的）

第1条 在宅で生活し、独居やその他の理由で見守りを希望する方々へ、ボランティアが調理したお弁当をボランティアが見守りを兼ねて配達し、在宅福祉の向上とボランティアのまちづくりに資することを目的とする。

（事業主体）

第2条 事業の実施主体は五島市社会福祉協議会本所(以下「本所」という。)とする。

（実施地域）

第3条 事業の実施地域は旧福江市内(但し、離島地域を除く)とする。

（対象者）

第4条 事業の対象者は次に掲げる者で他の配食サービスを受けていない者とする。

- (1) おおむね65歳以上の独居者で見守りを希望する者
- (2) その他五島市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めた者

（利用方法）

第5条 事業を利用する場合には、見守りボランティア弁当申込書に所要事項を記入して本所に提出しなければならない。

（費用負担）

第6条 事業を利用する場合の費用負担額は1食300円とする。

（運営委員会）

第7条 事業の実施運営については、事業に関わるボランティア団体の代表者等による運営委員会を置くことができる。

2 委員は会長が委嘱する。

（雑則）

第8条 この要綱の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 令和4年4月1日から適用する。